

令和6年第1回

相良村議会2月定例会会議録

開 会 令和6年2月13日
閉 会 令和6年2月15日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	黒木正照	10	議員	徳田正臣	4
副議長	市岡智恵	9	議員	中村重道	5
議員	川邊一徳	1	議員	西本巳喜男	6
議員	坂田朋美	2	議員	高岡重盛	7
議員	永田博人	3	議員	小善満子	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	高岡重盛	中村重道
副委員長	西本巳喜男	永田博人
委員	黒木正照	小善満子
	徳田正臣	市岡智恵
	坂田朋美	川邊一徳
定数	5人	5人

令和6年第1回 相良村議会定例会 会期日程

(会期2月13日から2月15日 3日間)

月	日	曜	種 別	内 容
2	13	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第1号 (質疑) 提案理由の説明 議案第2号 (質疑) 提案理由の説明 議案第3号 (質疑) 提案理由の説明 議案第4号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第5号から議案第7号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第8号 (質疑) 提案理由の説明 議案第9号から議案第13号 (質疑) 委員会付託 議案第1号から議案第3号 議案第8号から議案第13号
			委員会	付託議案審査 (連合審査)
2	14	水	委員会	付託議案審査 (連合審査)、各常任委員会
2	15	木	本会議	一般質問 委員会審査の結果報告 (各常任委員会) 議案第1号から議案第3号 議案第8号から議案第13号 (質疑・討論・採決) 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第1回相良村議会2月定例会会議録

令和6年2月13日（火）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和6年第1回相良村議会定例会（第1号）

令和6年2月13日

午前10時00分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 相良村災害復興基金条例の制定について
(質疑)
- 日程第 4 議案第 2 号 相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
(質疑)
- 日程第 5 議案第 3 号 相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
(質疑)
- 日程第 6 議案第 4 号 令和5年度相良村一般会計補正予算（第10号）
(質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 5 号 令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第4
号）
- 日程第 8 議案第 6 号 令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第 9 議案第 7 号 令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算（第3号）
(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第 8 号 令和6年度相良村一般会計予算
(質疑)
- 日程第11 議案第 9 号 令和6年度相良村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和6年度相良村簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和6年度相良村介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計予算
(質疑)
- 日程第16 委員会付託 議案第1号から議案第3号、議案第8号から議案第
13号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長 吉 松 啓 一 君	建設課長 大 土 手 寛 君
教 育 長 緒 方 俊 一 郎 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美 佐 江 君	<small>産業振興課長兼農業委員会事務局長</small> 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前10時00分

○

- 議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和6年第1回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員、川邊一徳君、

{「はい。」と、1番議員。}

8番議員、小善満子君を指名します。

{「はい。」と、8番議員。}

○

日程第2 会期の決定

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月15日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から2月15日までの3日間に決定しました。

○

日程第3 議案第1号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第3、議案第1号、相良村災害復興基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第1号、相良村災害復興基金条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、令和2年7月豪雨などの災害からの復興にあたり、復興事業用の財源として平成28年熊本地震復興基金交付金を活用するため、新たに基金を設置するものでございます。以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

- 4番(徳田正臣君) おはようございます。質疑でございます。この議案第1号につきまして総務課長にちょっと質疑をいたすところでございます。これはいわゆる限時法な

いしは時限立法と言われるもので、附則に失効期日が書いてありますが、先ほど、私の聞き違いでなければ、聴き違いといえますか、これ時限立法であるならば、普段は、通常は条例名も何年災害とかがあって、そして、時限立法としての執行期間を附則で付けるなり廃止規定を置くなりして提案理由というのが符合性があるかと思うんですよ。これ見る限りでは、これは平成 28 年熊本地震の復興基金を活用したということがありますが、これはもう 28 年から相当数経っておりますけど、どうして今の段階での、この時限立法をしたのか。災害からの早期の復興を図るためという理由もありますけども、そうであるならば令和 2 年から、もう 4 年ばかりの期間が経っておりますけれども、今回この条例を制定した趣旨というのはちょっとうまく掴めないもので、そこのところをお尋ねいたすところであります。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。まず、この平成 28 年熊本地震復興基金でございますが、これは熊本県が基金を積み立てております。総額が 523 億 2,000 万円。これまで様々な事業に配分されておまして、このうちの 50 億円が、今回、市町村のほうに配分されるということになりました。この 50 億円のうち 3 分の 1 の 14 億 1,000 万円を 45 市町村に人口割で配分しますよというところになっております。本村の配分額が 1,090 万 5,747 円でございます。これにつきましては、本村としましては防災関係の事業にというところで活用を考えておりますが、この基金につきましては令和 8 年度までに使ってしまわなければいけないというところ。また、管理については、現在ある基金や、また新たに基金を創設して運用しなさいということの定めがございますので、今回、改めて基金条例の制定をお願いするものでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、今の総務課長の答弁で十分よく分かりました。以上です。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 4 議案第 2 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 4、議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、並木野区

に造成しました、せせらぎの丘を一区域として、新たな行政班を設置するため、相良村区の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

{「顔見て。」と、6番議員。}

○6番(西本巳喜男君) おはようございます。6番、西本です。お尋ねします。この条例議案については、附則が6年の4月1日から施行するとなっております。それで、それまで、今、大体17戸ぐらいの計画だということになってますけど、現在、何世帯で、何人ぐらいが居住されるのか、あるいは施行するまでどれぐらいまで見込めるかなということをお尋ねします。それともう1点、提案理由の中に、せせらぎの丘の区域を新たな班としてということで提案理由に上がっております。新たな班を設けるというか、一つの班を設定するために、一つの、一定の基準とかいうのがあるのかな、設けてあるのかなということで、その2点についてお尋ねします。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。せせらぎの丘の造成地につきましては17区画を造成いたしました。うち13区画が既に売却済みで、数件もう入居されて住まわれているところでございます。4月1日から何戸住まわれるのか、すみません、その辺はちょっとまだ押さえていないところでございます。それと相談中のものが1件。14件については入居予定になってくるのかなと思っております。あと班の設定の基準につきましては特段、どれぐらい戸数があったから班にするとか、そういった基準はございません。今回も地区のほうから班を新しくしてもらえないかというご相談がございまして、協議して、新しい班を設けさせていただくということで、今回、条例の改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(西本巳喜男君) 今、説明していただきました。新たな班についても一定の基準は無いということでしたので、そういう要請があったということで、はい。そういうことで分かりました。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5 議案第3号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第5、議案第3号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第3号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料等を定めるものでございます。以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第4号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議案第4号、令和5年度相良村一般会計補正予算第10号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第4号、令和5年度相良村一般会計補正予算第10号につきましてご説明申し上げます。予算書の2ページ、タブレットでは12ページをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,366万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,450万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして11ページ、タブレットでは21ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、総務費関係では5,023万3,000円の増額補正ですが、20ページ、タブレットでは30ページの総務管理費の一般管理費で、職員の時間外勤務手当として110万円、21ページ、タブレットでは31ページの積立金で財政調整基金への積立金として5,315万5,000円、22ページ、タブレット32ページの同じく積立金で土地開発基金積立金500万1,000円及び災害復興基金積立金として1,090万6,000円の増額補正を、財産管理費で庁舎電気料等122万円の減額補正を、23ページ、タブレット33ページの企画費で地方路線バス補助金260万円、移住定住促進事業補助金100万円、24ページ、タブレットは34ページの同じく補助金で住まいの安全確保支援事業補助金350万円の減額補正を、25ページ、タブレットでは35ページの戸籍住民基本台帳費で戸籍シ

システム改修委託料として 220 万円の増額補正のほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では 1,025 万 1,000 円の増額補正ですが、28 ページ、タブレットでは 38 ページの社会福祉費の社会福祉総務費の委託料で、重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料 257 万 9,000 円の減額補正を、物価高騰給付金システム改修委託料として 231 万 7,000 円、同じく物価高騰給付金の扶助費として 1,675 万円の増額補正を、介護給付費繰出金 404 万円の減額補正を、29 ページ、タブレットでは 39 ページの障害者福祉費で障害福祉サービスシステム制度改正対応業務委託料として 33 万円の増額補正を、児童福祉費の児童福祉総務費で放課後児童健全育成事業補助金 215 万 7,000 円の減額補正を、児童措置費で子どものための教育・保育給付費負担金として 197 万円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では 1,087 万 5,000 円の減額補正ですが、30 ページ、タブレットでは 40 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で簡易水道特別会計への繰出金 485 万円の減額補正を、予防費で新型コロナワクチン接種委託料 300 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 2,174 万 3,000 円の減額補正ですが、32 ページ、タブレットでは 42 ページの農業費の農地費で農道維持管理用重機借上料 100 万円の減額補正を、33 ページ、タブレット 43 ページの農業経営基盤強化促進対策事業費で農業次世代人材投資資金事業補助金 119 万 3,000 円の減額補正を、農村総合整備事業費で農業集落排水特別会計への繰出金 696 万 4,000 円の減額補正を、34 ページ、タブレットでは 44 ページの農業農村整備事業費で水利施設整備事業の負担金として 288 万 5,000 円の増額補正を、多面的機能支払交付金事業費で多面的機能支払交付金事業補助金 326 万 1,000 円の減額補正を、生産調整対策推進事業費で営農座談会資料配付のための郵送料として 20 万 5,000 円の増額補正を、林業費の林業総務費で、有害鳥獣捕獲報償金 100 万円の減額補正を、35 ページ、タブレットでは 45 ページの負担金で熊本県治山林道協会への負担金 36 万円の増額補正を、公有林整備費で基本財産造成事業手数料 209 万円の減額補正を、36 ページ、タブレットでは 46 ページの森林経営管理事業費の補助金で林業担い手育成確保補助金 60 万円及び森林整備支援補助金 50 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では 84 万 8,000 円の減額補正ですが、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では 5,514 万 8,000 円の減額補正ですが、37 ページ、タブレットでは 47 ページの土木管理費の土木総務費で耐震関連事業補助金 130 万円の減額補正を、道路橋梁費の道路維持費でトンネル点検業務委託料 100 万円の減額補正を、38 ページ、タブレットでは 48 ページの道路新設改良費で、村道清流川辺川線 FWD 調査業務委託料 700 万円及び井沢小原

線（仮称）測量設計業務委託料 350 万円の減額補正を、村道平原十島線道路改良工事請負費 1,516 万 8,000 円の減額補正を、村道松馬場朝ノ迫線道路改良工事として 50 万円の増額補正を、村道上三ッ石井沢線舗装改修工事請負費 2,376 万 4,000 円の減額補正を、村道平原十島線道路改良事業に伴う土地購入費として 18 万 9,000 円、同じく補償金として 131 万 3,000 円の増額補正を、39 ページ、タブレットでは 49 ページの橋梁維持費の負担金で木綿葉大橋補修補強事業負担金として 271 万円の増額補正を、橋梁新設改良費で橋梁補修詳細設計積算業務委託料 92 万 2,000 円、小谷谷橋他 2 橋の橋梁補修工事請負費 254 万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では 3,208 万 6,000 円の減額補正ですが、40 ページの、タブレット 50 ページの消防費の非常備消防費で、団員報酬 800 万円、消防団第 1 分団第 3 部の詰所移転時コンテナリース代 530 万円の減額補正を、41 ページ、タブレット 51 ページの消防施設費で消防団第 1 分団第 3 部のホースポール撤去・新設工事請負費 162 万 4,000 円の減額補正を、42 ページ、タブレット 52 ページの都市防災総合推進事業費で、永江及び平原地区の避難地に係る建物及び立木補償調査業務委託料 124 万円、十島・新村避難路工事請負費 2,326 万 7,000 円の減額補正を、十島・新村避難路整備用地購入費として 100 万円、平原地区の避難地及び十島・新村地区の避難路に係る建物及び立木等の補償費として 1,104 万 6,000 円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では 287 万 4,000 円の減額補正ですが、45 ページ、タブレットでは 55 ページの中学校費の学校管理費で学校施設設備修繕料として 7 万円の増額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするのが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では 1,020 万 3,000 円の減額補正ですが、46 ページ、タブレット 56 ページの農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費で台風 14 号による小規模災害復旧事業補助金 153 万円の減額補正を、林業施設災害復旧費で、令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として 3,081 万 7,000 円及び令和 2 年発生林道黒石平川線災害復旧工事請負費として 121 万 6,000 円の増額補正を、令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事（未契約事故繰越）分の工事請負費 3,788 万 6,000 円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしまして 10 ページ、タブレット 20 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、村債を減額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入をもって充てるものでございます。また、8 ページ、タブレットでは 18 ページには、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越明許費として、令和 5 年度中に事業の完了が困難と見込まれます 18 事業、5 億 8,745 万 7,000 円の追加及び 1 事業の金額の変更を、9 ページ、タブレットでは 19 ページには地方

債補正におきまして、事業量の増減に伴います限度額の変更につきましても併せてお願いするものでございます。以上、議案第4号、令和5年度相良村一般会計補正予算第10号につきましても説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号、令和5年度相良村一般会計補正予算第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、令和5年度相良村一般会計補正予算第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



日程第7から日程第9 議案第5号から議案第7号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第7、議案第5号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第4号から日程第9、議案第7号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第5号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第4号から議案第7号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第5号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の2ページ、タブレットでは59ページをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ761万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,633万7,000円とするものでございます。補正の内容としましては6ページ、タブレットの63ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては9ページ、タブレットでは66ページの簡易水道事業費の施設管理費で、施設電気料280万円、検針、水質検査、簡易水道給水区域認可申請書作成業務及び簡易水道事業公営企業法適用化事業などの業務委託料347万円、水道検針機リース料67万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては8ページ、タブレットでは65ページに計上しておりますが、水道使用料、一般会計からの繰入金及び村債を減額するものでございます。また、5ページ、タブレットでは62ページの地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います限度額の変更につきましても

併せてお願いするものでございます。次に、議案第6号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の2ページ、タブレットでは69ページをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,864万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては6ページ、タブレットでは73ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては9ページ、タブレットでは76ページの農業集落排水事業費の施設管理費で、施設電気料390万円、施設管理等業務及び農業集落排水公営企業法適用化事業などの業務委託料83万円の減額補正のほか、事業の実施などに伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては8ページ、タブレット75ページに計上しておりますが、繰入金、村債などを減額し、下水道費負担金及び下水道使用料をもって充てるものでございます。また、5ページ、タブレットでは72ページの地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います限度額の変更つきましても併せてお願いするものでございます。最後に、議案第7号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の2ページ、タブレットでは78ページをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ620万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,765万8,000円とするものでございます。補正の内容としましては5ページ、タブレットでは80ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては10ページ、タブレットでは85ページ、保険給付費の介護サービス等諸費で、サービス利用者の実績見込みにより居宅介護サービス給付負担金994万円の減額補正を、地域密着型サービス給付費負担金の増額分として200万円の増額補正を、11ページ、タブレット86ページの高額介護サービス等費で高額介護サービス給付負担金として100万円の増額補正などをお願いし、地域支援事業費においては特定財源の変更に伴う財源組替を行うものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットで82ページに計上しておりますが、国及び県支出金、支払基金交付金、繰入金等を減額し、保険料、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。以上、議案第5号から議案第7号までを一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「1つでも、はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(小善満子君) 私は、議案第7号なんですが、介護保険特別会計補正予算の10

ページ。10 ページに、ここに保険給付費の中の居宅介護サービス給付負担金が、994 万減額しているんですが、金額的にちょっと大きいもんですから、そのような居宅サービスする人が少なかったというようなことに一応理解するわけですが、それを、こういう予算が 1,000 万近く減額になったという理由はどこにあるのかということを保健福祉課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちらにつきましては毎月の実績の積み上げによりまして、約 1,000 万ほど減額を見込んでおります。理由といたしましては、やはりコロナの影響等もございまして、サービス料とかが、それぞれ人数とかはあまり変更はないんですけど、サービス料とかが減ってきましたので、その分が減額になったと見込んでおります。以上、お答えいたします。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) この居宅介護のサービスが減額になったということは、これは、良いほうに、住民の方が健康になったのかなというようなことで考えておりますが、以上で、答弁いただいたことで理解いたしました。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 5 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 4 号から議案第 7 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号までを採決します。この採決は起立によって行います。初めに、議案第 5 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 4 号を採決します。議案第 5 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 6 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 4 号を採決します。議案第 6 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 7 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予

算第 3 号を採決します。議案第 7 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。



日程第 10 議案第 8 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 10、議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算についてご説明申し上げます。令和 6 年度相良村一般会計予算につきまして、本年 3 月 22 日をもって、私、村長の任期が満了しますので、新規事業や政策的経費の計上を見送り、人件費、法令等に基づく扶助費、負担金及び公債費などの義務的経費や年度当初から必要とする経費及び既存施設の維持管理など、経常的な経費、既に債務負担行為を設定している事業や継続事業など、行政運営の基本的経費を中心としました、いわゆる骨格予算として編成を行ったところでございます。以上のようなことから、令和 6 年度相良村一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、前年度と比較しますと額にして 6 億 5,002 万 5,000 円、率にして 15.8 パーセント減の 34 億 5,833 万 5,000 円と定めたとところでございます。まず、歳出全体を性質別で申し上げます。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は総額 14 億 6,353 万 3,000 円、構成比 42.3 パーセント、前年度と比較して率でプラス 6.6 パーセントですが、額において 172 万 3,000 円の減額でございます。また、義務的経費以外の物件費、維持補修費、負担金及び補助金、繰出金などの経常経費は総額 13 億 183 万 1,000 円、構成比で 37.6 パーセント、前年度と比較して率としてプラス 3.5 パーセントですが、額において 1 億 102 万円の減額でございます。それでは、歳出の主な内容につきまして 10 ページ、タブレットでは 96 ページ以降の歳出予算事項別明細書でご説明いたします。まず、議会費関係では 5,298 万 4,000 円で、構成比で 1.5 パーセント、対前年度で 288 万 3,000 円の減額となっております。主なものとしましては、29 ページ、タブレットでは 115 ページで、議会だより印刷製本費として 79 万 2,000 円、議会中継システム運用保守委託料として 211 万 2,000 円などをお願いするものが主なものでございます。次に、総務費関係では 7 億 693 万 5,000 円で、構成比 20.4 パーセント、対前年度 2,345 万 4,000 円の減額となっております。主なものとしましては、32 ページ、タブレットでは 118 ページの総務管理費の一般管理費で、区長及び班長への行政業務委託料として 1,281 万円、33 ページ、タブレットでは 119 ページで、財政調整基金への積立金として 2,916 万 3,000 円、寄附をいただいたふるさと寄附金を積み立てるための地域振興基金への積立金として 7,000 万円を、34 ページ、タブレットでは 120 ページの財政管理費で公会計業

務委託料として 301 万 8,000 円を、会計管理費で公金取扱手数料として 261 万円を、35 ページ、タブレットでは 121 ページの財産管理費で、庁舎警備費などの委託として 608 万 7,000 円を、38 ページ、タブレット 124 ページの企画費で、ふるさと応援寄附金の謝礼として 3,150 万円、39 ページ、タブレットでは 125 ページで、ふるさと応援寄附金促進手数料として 1,400 万円、広報誌作成委託料として 371 万 8,000 円、予約型乗り合いタクシー運行委託料として 433 万 8,000 円、40 ページ、タブレットでは 126 ページで、地方路線バス補助金として 5,080 万 7,000 円、くま川鉄道への経営安定化及び災害復旧分の補助金として 2,011 万 9,000 円を、41 ページ、タブレットで 127 ページの電子計算費で、職員が業務に使用するパソコン機器システム等の委託料として 5,944 万 9,000 円、総合行政システム等の使用料及び機器リース料として 2,924 万 9,000 円を、42 ページ、タブレットでは 128 ページの情報通信施設管理費で、情報通信施設保守管理及びインターネット接続業務等の委託料として 1,258 万 8,000 円を、44 ページ、タブレット 130 ページの徴税費の税務総務費で土地情報管理システム機器リース料として 139 万 6,000 円を、賦課徴収費で納税通知書や納付書の印刷製本費として 142 万 2,000 円を、45 ページ、タブレットでは 131 ページの同じく賦課徴収費で、土地評価鑑定業務委託料として 295 万 9,000 円、定額減税対応のための個人住民税システム改修業務委託料として 178 万 2,000 円、村税過誤納等還付金として 230 万円を、47 ページ、タブレットでは 133 ページの戸籍住民基本台帳費で、住基ネットワークシステム及び戸籍総合システム保守並び改修委託料として 518 万 3,000 円、戸籍電算システム等使用料及び賃借料 1,024 万 6,000 円を、49 ページ、タブレットでは 135 ページの選挙費で、相良村議会議員選挙費として 71 万 2,000 円などをお願いするのが主なものでございます。次に、民生費関係では 8 億 8,067 万 7,000 円で、構成比 25.5 パーセント、対前年度 3,239 万 6,000 円の減額となっております。主なものとしましては、53 ページ、タブレット 139 ページの社会福祉費の社会福祉総務費で、高齢者等のふれあい訪問員事業等委託料として 452 万 6,000 円、住民の複雑化・複合化した支援ニーズの包括的な支援体制づくりのため、重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料として 665 万 1,000 円、社会福祉協議会への運営補助金として 1,089 万 6,000 円、54 ページ、タブレットでは 140 ページの介護保険特別会計への繰出金として 1 億 1,235 万 2,000 円を、55 ページ、タブレットでは 141 ページの老人福祉費で、一次予防事業委託料として 517 万 2,000 円、配食サービス事業委託料として 315 万円、養護老人ホーム措置事業費として 2,436 万円を、57 ページ、タブレットでは 143 ページの障害者福祉費で障害福祉サービスへの扶助費として 1 億 7,741 万 2,000 円を、58 ページ、タブレットでは 144 ページの国民健康保険費で国民健康保険特別会計への繰出金として 3,585 万 3,000 円を、59 ページ、タブレットでは 145 ページの後期高齢者医療事業費で、療養給付費負担金として 7,250 万 9,000 円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として 2,730 万 1,000 円を、60 ページ、タブレ

ットでは146ページの児童福祉費の児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料として297万円、61ページ、タブレットでは147ページで、学童保育実施に伴う放課後児童健全育成事業補助金として1,230万円、障害児福祉サービス費として2,940万円を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金として2億513万6,000円、保育に係る補助金として1,427万7,000円、児童手当及び副食費給付費等に係る扶助費として5,758万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では2億6,793万3,000円で、構成比7.8パーセント、対前年比1,511万2,000円の減額となっております。主なものとしましては64ページ、タブレット150ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、妊婦健康診査委託料として219万9,000円、健康管理システム改修費として929万5,000円、65ページ、タブレットでは151ページで、子ども医療費を助成するための扶助費として1,920万円、簡易水道特別会計への繰出金として5,583万円を、66ページ、タブレットでは152ページの予防費で、予防接種委託料として1,493万8,000円を、67ページ、タブレットでは153ページの健康増進費で、人間ドックやがん検診等の各種健康審査業務委託料として3,083万5,000円を、69ページ、タブレットでは155ページの清掃費の塵芥・し尿処理費で、ごみ収集委託料として950万4,000円、人吉球磨広域行政組合へのごみ・し尿処理負担金として7,316万9,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では3億1,032万1,000円で、構成比で9.0パーセント、対前年比8,088万4,000円の減額となっております。主なものとしまして、73ページ、タブレットでは159ページの農業費の農地費で、農業用排水路及び農道維持修繕料などとして100万円を、74ページ、タブレットでは160ページの構造改善センター管理費で、柳瀬及び川辺の2施設の管理費などとして290万9,000円を、76ページ、タブレットでは162ページの農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として1億3,134万2,000円を、中山間地域等直接支払事業費で、中山間地域四浦4地区に対する直接支払事業補助金として239万2,000円を、77ページ、タブレット163ページの温泉施設管理費で、茶湯里施設修繕等として100万円を、78ページ、タブレットでは164ページの多面的機能支払交付金事業費で、地域の共同活動や資質向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金事業補助金として3,806万2,000円を、生産調整対策推進事業費で、地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策の円滑な推進に必要な経営所得安定対策等推進事業費補助金として291万3,000円を、79ページ、タブレットでは165ページの林業費の林業総務費で、サル・シカ・イノシシ・カラスに対する有害鳥獣捕獲報償金として1,223万円を、80ページ、タブレットでは166ページの公有林整備費で、村有林管理手数料として50万円を、81ページ、タブレットでは167ページの林道維持費で、林道の維持修繕料として100万円、除草など維持管理作業業務委託料として649万7,000円、林道維持管理用重機借上料として200万円を、林業総合センター管理費で、施設管理に係

る費用として128万2,000円を、83ページ、タブレットでは169ページの森林経営管理事業費で、森林資源解析システムリース料として269万円、森林環境譲与税基金への積立金として505万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では1,124万4,000円で、構成比で0.3パーセント、対前年度1,885万4,000円の減額となっております。主なものとしましては85ページ、タブレットでは171ページの商工費の観光費で、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金として542万6,000円を、公園管理費で、瀬戸堤公園や自然生態園などの管理に係る委託料として317万7,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では2億7,477万5,000円で、構成比7.9パーセント、対前年度1億4,541万9,000円の減額となっております。主なものとしまして86ページ、タブレットでは172ページの土木管理費の土木総務費で、樋門操作委託料として110万5,000円、単県改良事業負担金として345万円を、87ページ、タブレットでは173ページの道路橋梁費の道路維持費で、村道維持修繕料として100万円、トンネル維持管理計画策定業務委託料として300万円を、88ページ、タブレットでは174ページの道路新設改良費で、村道平原十島線道路改良工事として8,634万5,000円、89ページ、タブレットでは175ページの、同じく村道平原十島線道路改良事業に伴う土地購入費として205万2,000円、同じく補償金として3,877万円を、橋梁維持費で、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料として750万円を、橋梁新設改良費で、橋梁補修詳細設計積算業務委託料として200万円、村道新村井沢線新村橋河川等災害復旧関連事業工事請負費として2,538万4,000円、夫婦橋橋梁補修工事として5,000万円、90ページ、タブレットでは176ページの住宅費の住宅管理費で、村営住宅の修繕料として131万4,000円、村営住宅団地内除草等管理委託料として147万3,000円を、91ページ、タブレットでは177ページの河川費の河川総務費で、河川護岸修繕料として100万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では、3億3,136万8,000円で、構成比では9.6パーセント、対前年比では2億4,487万円の減額となっております。主なものとしましては消防費の消防総務費で、人吉下球磨消防組合への負担金として1億3,094万7,000円を、非常備消防費で、消防団員への年報酬及び出動報酬として1,934万3,000円、92ページ、タブレットでは178ページで、消防団第1分団第3部の詰所移転に伴う仮詰所コンテナリース代として578万2,000円、各分団の運営費や上下水道料の補助費等として154万2,000円を、消防施設費で、消防団第1分団第3部のホースポール撤去及び新設工事請負費として187万円を、93ページ、タブレットでは179ページの消防自動車管理費で、経年老朽化した消防積載車の機能向上のために更新購入費用として395万7,000円を、94ページ、タブレット180ページの防災対策費で、防災行政無線等保守点検業務委託として761万4,000円、熊本県防災無線システム再整備負担金として643万円を、95ページ、タブレットでは181ページの都市防災総合推進事業費で、永江地区避難地の第1期工事請負費として1億

3,280万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では2億4,421万6,000円で、構成比7.1パーセント、対前年度は5,130万3,000円の減額となっております。主なものとしましては、98ページ、タブレットでは184ページで、スクールバス運行及び給食運搬委託料として1,067万円、スクールソーシャルワーカー委託料として168万9,000円、外国語指導助手委託料として125万6,000円、100ページ、タブレットで186ページの小学校費の学校管理費で、北小学校補助教諭1名分の報酬として216万4,000円、南小学校の特別支援教育支援員4名分の報酬として795万2,000円、101ページ、タブレットでは187ページで、南北小学校の教材・学校管理用消耗品購入代として409万8,000円、102ページ、タブレットでは188ページで、南北小学校の電気及び上下水道料として1,101万7,000円、103ページ、タブレットでは189ページで、北小学校の図書司書の委託料として301万8,000円、南小学校の用務員及び図書司書の委託料として591万6,000円、南北小学校ICT支援業務委託料として299万1,000円、104ページ、タブレットでは190ページで、南北小学校授業用ICT機器及び事務機器リース料として222万1,000円を、教育振興費で、令和6年度教科書改訂指導書等購入代として843万6,000円を、105ページ、タブレットでは191ページの中学校費の学校管理費で、特別支援教育支援員2名分の報酬として416万7,000円、107ページ、タブレットでは193ページで、学校用務員及び図書司書の委託料として581万1,000円、ICT支援業務委託料として197万2,000円、108ページ、タブレットでは194ページで、授業用ICT機器及び事務機器リース料として114万5,000円を、110ページ、タブレットで196ページの給食管理費の共同調理場管理費で、小中学校の給食材料費として1,737万6,000円、給食調理員の委託料として1,959万8,000円、調理場内の清掃委託料として190万8,000円を、112ページ、タブレット198ページの社会教育費の社会教育総務費で、放課後子ども教室安全管理員等への謝金として76万円を、116ページ、タブレット202ページの保健体育費の体育施設費で、総合体育館管理業務委託料として235万2,000円、体育館清掃業務委託料として212万7,000円、社会体育施設日常清掃業務委託料として421万2,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、災害復旧費関係では、1,987万2,000円で、構成比0.6パーセント、対前年度1,805万9,000円の減額となっております。主なものとしましては、117ページ、タブレットでは203ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和2年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として1,935万8,000円、118ページ、タブレットでは204ページの公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、新村橋災害復旧事業に伴う農地休止補償金として34万2,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、公債費関係では3億5,301万円で、構成比10.2パーセント、対前年度は1,679万1,000円の減額となっております。これは、過年度に借り入れを行いました地方債の償還終了に伴う元金の減及び令和5年度借入分の利子償還が始まるもので、元金の償還金とし

て3億3,553万1,000円、利子の償還金として1,747万9,000円を計上するものでございます。次に、歳入につきましては9ページ、タブレットでは95ページ以降の歳入予算事項別明細書で主なものをご説明いたします。まず、11ページ、タブレットでは97ページの村税では、総額3億6,316万円、構成比10.5パーセント、対前年度は310万円の増額となっております。これは、村民税について個人所得の増加や軽自動車の登録台数の増加、市町村たばこ税などの増額を見込んでいるところでございます。次に、12ページ、タブレット98ページからの地方譲与税から地方特例交付金までは前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しております。次に、13ページ、タブレットでは99ページの地方交付税は前年度比プラス1.4パーセント、総額18億1,602万6,000円を見込んでおります。うち、普通交付税は前年度比プラス1.4パーセント、額にして2,456万8,000円増の17億1,602万6,000円を見込んでおりますが、令和5年度の交付実績からは1億5,611万3,000円の減額となる見込みでございます。次に、16ページ、タブレットでは102ページからの国庫支出金及び19ページ、タブレットでは105ページからの県支出金は事業実施計画に基づく予算額を計上しておりますが、国庫支出金におきましては都市防災総合推進事業など社会資本整備総合交付金を活用した事業が減少しております。また、県支出金におきましては森林整備保全事業や県知事及び県議会議員選挙委託金などの減少で、対前年度1億9,097万2,000円の減額となる見込みでございます。次に、23ページ、タブレットでは109ページの寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金を7,000万円、企業版ふるさと納税を500万円見込んでいるところでございます。次に、24ページ、タブレットでは110ページの基金からの繰入金につきましては繰入額がないため廃項となりました。次に、26ページ、タブレットで112ページからの村債につきましては対前年度2億1,580万円減の1億9,940万円を計上しておりますが、地方自治法第230条第1項による令和6年度中に借入れを予定しています起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましては8ページ、タブレットでは94ページの第2表、地方債にてお願いするものでございます。その他、歳入につきましては安全で確実な額で計上しているところでございます。次に、119ページ、タブレットでは205ページからは給与費明細書を計上しております。また、127ページ、タブレットでは213ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、128ページ、タブレットでは214ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書を記載しております。以上、議案第8号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩をとります。再開は11時20分といたします。

○
休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分
○

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算について質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 3 点ほど質疑をしたいと思っております。まず、タブレットで 126 ページでございます。総務費、総務管理費、補助金で、地方路線バス補助金が 5,080 万 7,000 円が入っておりますが、これにつきまして総務課長にお尋ねします。公共交通活性化協議会のほうでいろんな協議されてると思いますが、相良村の予算規模からすれば、かなりの高額な補助金になっております。もちろんこの財源として県からの支出金も、多分、来ていたかと思うんですが、これだけの村の補助金を出すにあたって、なかなか協議会のメンバーからすると協議しにくいところがあるかと思うんですが、この相良村においては、4 つの自治体ですかね。人吉、山江、相良、五木とか路線あります。もちろん水上、木上、水上線もあるかと思いますが、現実的なバス利用者、利用率、利用人数も含めて、廃止するというような具体的な協議というのはできていないのか。相良村においてのそういった意見が言えてないのか、あるいは他の自治体でそういった協議が動いてるのかということの状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。バス路線関係につきましては、相良村の計画ももちろんですが、人吉球磨地域の公共交通のほうでも計画がなされておまして、五木線につきましては、地域の公共交通に移行していこうというところで計画がなされております。本村の計画につきましてもそのような形で地域の公共交通、今は乗り合いタクシーのほうが運行してるんですが、そういった地域で行う公共交通のほうに移行していこうというところで計画され、今現在、それで協議しているところでございます。具体的にはいつまでというのはございませんけども、今、五木村さんとどうしていくかというところで話はしているところです。まだ具体的に、いつからどのような形でというところの話まではまだいってないところでございます。あと、くま川鉄道の運行の再開が令和 7 年度中というところで、上球磨のほうにつきましてもバス路線の見直しというものが行われているようでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) どこの自治体も全国的に言えることですが、過疎化して、やはり自家用車での動きが、自分のタイムテーブルで動けるんで便利と言えば便利なんです。もう本当に地方路線バス等の補助金がどこも高額になって、負担になってきている。道路運送事業法との関係があつて、相良村のこの乗り合いバスの動きというのもそれに制約されてきたりするものですから、このところはもう、なかなかそう簡単に解決できないと思いますけどもね。事務局のほうで、総務課のほうでいろんな議論をしてるところであります。金額が何せ大きいので、今後、やはり負担を抑えながらも地域の皆さん方の、いわゆる交通弱者に対しての配慮をしながら協議していただければなと思っております。それともう1点、よろしいでしょうか。同じく171ページの商工費での商工費、負担金。人吉球磨観光地域づくり協議会。ここに542万6,000円上がっておりますが、私が前職の時からスタートした事業であつて、なかなかこの負担金が増えてきてるかなと思っておりますけども、活動状況がなかなか我々見えてこないものですから、令和5年度の活動状況がどうであつたかと、あと、予算が上がつてるわけありますので、令和6年度、まだその協議会で確定した6年度の事業というのはまだ出てないんでしょうが、どういった今後の動きになっているかをちょっと教えていただければと思っております。ごめん、こっちのほうやった。

○議長(黒木正照君) はい、

○4番(徳田正臣君) 産振課長、すみません。

○議長(黒木正照君) 産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 議員の皆様、おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。先ほどのご質問で、人吉球磨観光地域づくり協議会、542万6,000円の計上の分ですが、まずこの本予算の内訳としまして、人件費が1人分含まれて120万程度を計上されております。あと残りが事業費の負担金ということで、ちょっと高額になっているわけですが、令和5年度は10市町村で組織するこの協議会で事業計画を立てまして、人吉球磨のひな祭り等を始め、いろいろな協力して観光あたりを盛り上げていけないかというところの話合いが、年に4、5回行われているところでございます。今後、いろいろな令和6年度も計画がございまして、その都度、協議をしていくというところで今、計画を立てているところでございます。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、議長、以上で。

○議長(黒木正照君) はい。

○4番(徳田正臣君) とりあえず終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、お尋ねします。ページは34ページ。タブレットでは120ページですが、この中ほどに会計管理費というのがありますね。去年との比較を見ますと、今年度は324万7,000円。それから前年度が259万ということで、差が、比較が65万7,000円ということになってます。私が聞きたいのは、この11の役務費、261万円のことについてお尋ねするんですが、公金取扱手数料ということになっております。この予算を見ますと、昨年度は177万1,000円、当年度が261万ちょうどということで、差が83万9,000円あるんですよ。なぜ聞きたいかといいますと、この公金取扱ということですが、公金というのはそもそもどういうものなのか、それから手数料で、前年度よりも今年の予算が上がってますんで、それについてちょっと説明をお願いできればというふうに思います。

○議長(黒木正照君) はい、会計管理者。

{「はい。」と、会計管理者。}

○会計管理者(渋谷美佐江君) おはようございます。

○6番(西本巳喜男君) はい。

○会計管理者(渋谷美佐江君) 会計管理者、お答えいたします。6番議員の言われた役務費の手数料のほうですけども、公金取扱手数料が令和5年度までは無料で実施されておりましたけども、令和6年度から有料化されるものですから金額が上がっております。以上になります。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 今年の予算の中で公金について説明あったか知りませんが、この差異は、去年までは無料だったということで、今後、・・・した分の差額が、無償だったのが有償化になったということ、差で考えていいということでしょうか。分かりました。連合でも公金はどんなもんか、また教えてもらえるとと思います。終わります。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員、質問いたします。小さいことなんですけど、84ページ。84ページの自動販売機の電気代7台分。36万、商工費の中に入っておりますが、これについては、一応あれは個人が経営しているんですかね。そうした場合、電気料は、一応は役場が払っておいて、その業者の方は、雑入かなんかで電気料を徴収するんですかね、そういうシステムですか。どうぞ。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。ただいまのご質問

ですが、今、議員のご指摘があったとおりですが、一応負担は自動販売機に納入される業者さん方、個人さんが電気代のご負担というところで規定されておりますので、雑入のほうで受け入れをして、そして電気代の請求は村にくるといふところの流れでしております。以上です。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) それから次に88ページの工事請負費なんですけど、平原十島線道路改良工事ということで8,634万5,000円、今度、当初予算に組んであるんですけど、今日の補正予算の減額に、38ページ、工事の請負費の減額されていますよね。村道平原十島線道路改良工事として1,516万8,000円。38ページで。一応、5年度としては1,516万8,000円を減額しているんですけど、まだその道路、この十島平原線につきましては工事がまだ未完了ということで、新たに、ここに8,634万5,000円計上されたというようなことでしょうか。お答えください。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。まず、令和5年度の一般会計補正予算10号で減額しております1,516万8,000円、この工事請負費の内訳といたしましては十島工区。十島工区は、補助区間は改良が完了しております、今後の予定としてゴルフ場の入口から人吉までのちょっと舗装が劣化している区間を舗装のやり直しをしようかなという部分と、それから平原工区の未改良区間を実施する場合に道路が上がりますので、既に改良済みとなっている区間もちょっと工事をし直ししなければならないと。その区間はもう、1回補助を貰ってますので単独区間として計画をしておりました。その分は、なかなか工期、それから今回、骨格ということもありまして、ここに落としてある分は補助事業分ではない単独の事業分をまず減額をしております。今回、令和6年度の予算、88ページの平原十島線の道路改良工事については補助事業の継続事業分ということで、今回計上させていただいております。予定といたしましては、先ほども説明しました改良済みの区間の一部工事、単独分、これが約105メートル、それから未改良区間の補助区間の100メートル分を6年度予算として計上をさせていただいております。よろしいでしょうか。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) そういふような内容が理解できなかったもんですから、予算が残った旧年度はこれだけ平原、同じ工事区間であっても削って、今度また新たにしまったということで分かりました。補助金関係も絡んで、このように計上されたといふようなことですね。はい、これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なし

と認めます。これで質疑を終わります。



日程第 11 から日程第 15 議案第 9 号から議案第 13 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 11、議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算から、日程第 15、議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算から、議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までについて一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 ページ、タブレットでは 216 ページをご覧ください。令和 6 年度当初の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,974 万 2,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 6 ページ、タブレットでは 220 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 4,006 万 2,000 円の減額予算となっております。歳出の主なものは 7 ページ、タブレットでは 221 ページに計上しておりますが、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保険事業費で歳出予算の約 96 パーセントを占めております。財源となります歳入の主なものは 6 ページ、タブレットでは 220 ページに計上しておりますが、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金及び繰越金でございます。次に、議案第 10 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 ページ、タブレットでは 237 ページをご覧ください。令和 6 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,762 万 4,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 6 ページ、タブレットでは 241 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 1,789 万 8,000 円の減額予算となっております。歳出の主なものは 7 ページ、タブレットでは 242 ページに計上しておりますが、総務費においては職員の給与及び消費税等を、簡易水道事業費においては深水・川辺・柳瀬・初神・田代及び棚葉瀬地区の簡易水道施設の維持管理費に要する経費を、公債費においては起債の元利償還金を計上しております。財源となります歳入の主なものは 6 ページ、タブレットでは 241 ページに計上しておりますが、水道使用料、一般会計からの繰入金及び村債でございます。また、5 ページ、タブレットでは 240 ページの第 2 表、地方債では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定による令和 6 年度の公営企業法適用化事業の財源として借入予定の起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましても併せてお願いするものでございます。また、14 ページ、タブレットでは 249 ページから給与費明細書を 20 ページ、タブレットでは 255 ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについては、前年度末までの支出

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、21 ページ、タブレットでは 256 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。次に、議案第 11 号、令和 6 年相良村農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 ページ、タブレットでは 258 ページをご覧ください。令和 6 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,120 万 9,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 6 ページ、タブレットでは 262 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 2 億 5,471 万 4,000 円の増額予算となっております。歳出の主なものは 7 ページ、タブレットでは 263 ページに計上しておりますが、総務費において職員の給与及び消費税等を、農業集落排水事業費において中四浦・下四浦・川地区農業集落排水施設の維持管理費及び中四浦地区農業集落排水施設更新事業に要する経費を、公債費において起債の元利償還金を計上しております。財源となります歳入の主なものは 6 ページ、タブレット 262 ページに計上しておりますが、下水道使用料、一般会計からの繰入金及び村債でございます。また、5 ページ、タブレットでは 261 ページの第 2 表では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定による令和 6 年度中四浦処理場の施設更新事業及び公営企業法適用化事業の財源として借入予定の起債の目的、限度額、起債の方法などについても併せてお願いするものでございます。また、13 ページ、タブレットでは 269 ページから給与費明細書を、19 ページ、タブレットでは 275 ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、20 ページ、タブレットでは 276 ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。次に、議案第 12 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 ページ、タブレットでは 278 ページをご覧ください。令和 6 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,892 万 3,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 5 ページ、タブレット 281 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 2,041 万 6,000 円の増額予算となっております。歳出の主なものは 6 ページ、タブレットでは 282 ページに計上しておりますが、保険給付費及び地域支援事業費で、歳出予算の 98 パーセントを占めているところでございます。財源となります歳入の主なものは 5 ページ、タブレットでは 281 ページに計上しておりますが、介護保険料、国及び県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金でございます。また、20 ページ、タブレットでは 296 ページからの給与費明細書を記載しております。最後に、議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 2 ページ、タブレットでは 299 ページをご覧ください。令和 6 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,711 万 3,000 円と定めるものでござ

います。予算の内訳は5ページ、タブレットでは302ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと931万3,000円の増額予算となっております。歳出の主なものは6ページ、タブレットでは303ページに計上しておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。財源となります歳入の主なものは5ページ、タブレットでは302ページに計上しておりますが、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金でございます。以上、議案第9号から議案第13号までを一括してご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、お尋ねします。議案第13号、後期高齢者医療特別会計のことでお尋ねします。ページは、紙ベースですけど7ページの一番上ですね。後期高齢者医療保険料のことでお尋ねしますが、特別徴収保険料が本年度予算で3,880万、普徴で2,089万ということで本年度予算が計上され、前年度の比較でそれぞれ418万、225万ということで計上されております。私がお尋ねしたいのは、この特徴と普徴でそれぞれ金額出てますけど、大体、後期高齢といえばもう特徴のほうで徴収する基本かなとは自分で思ってるんですけど。口座に直接引かれて入ってくる。普徴の割合が、全体が例えば、合計で幾らですか、本年度予算では5,970万、ほぼ6,000万の額ですが、その中に普通徴収、普徴の割合が2,089万ということで合計の3分の1強を占めてるわけですね。特徴がほとんどかなと思ってるし、それが望ましいかなと思ってるんですけど、この理由、なぜこれぐらい普徴の割合が高いのか。もちろんご本人の申し出とか個人の都合で特別徴収はできないという方もおいでかもしれないし、その辺については課のほうで配慮なさってるかと思えますし。その理由についてと、それから他自治体等でもやはりこれぐらいの割合で推移しているのかなということで、この2点をまたお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。こちらの保険料につきましては、広域連合から言ってくる負担金で予算計上はさせていただいております。普徴の方というのは、まず75歳になられたばかりの方につきましては年金での、特別徴収での徴収がまだできませんので、半年から1年ぐらいの間は普通徴収ということで、納付書のほうで納めていただいております。そして例えば年金の額が少額であって特別徴収できない方につきましては普通徴収。また、本人の申し出によりまして普通徴収でという方も中にはいらっしゃる。そういう方につきましても普

通徴収となっております。現在、特別徴収につきましては、2月現在で772人の方が特別徴収。普通徴収につきましては、160人の方が普通徴収ということではっきりしています。以上、お答えいたします。すみません。先ほど各自治体でのということですが、そちらのほうはちょっと調べておりませんので、ここでちょっとお答えできないです。以上、お答えします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、分かりました。そういうことで普徴の場合はいろんな理由があってということでお尋ねしたところでもございました。各自治体との比較についてはまた後程か、後日か、何らかの機会を捉えて教えていただけるかなということも思っております。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第16 委員会付託

○議長(黒木正照君) 次に、日程第16、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号及び議案第8号から議案第13号は、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前11時52分